

民間提案の実効性向上に向けた環境整備について

令和4年12月27日
第10回事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

民間提案の実効性向上に向けた環境整備に係るアクションプランでの位置づけ

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)において、民間提案に対するインセンティブ付与や、地方公共団体における受付体制や情報発信の強化等、民間提案*が積極的に活用される実効性の高い環境整備を行うこととされた。

*民間提案の概要については、参考①参照

■PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)(令和4年6月3日 民間資金等活用事業推進会議決定)(抜粋)

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

【方針】

(略)民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う。

【具体的取組】

vii) 民間提案の積極的活用

- ① 民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体における受付体制や情報発信の強化を図る。具体的には、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置状況やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開状況を一覧化して情報発信を行うとともに、民間提案が積極的に実施され、民間の創意工夫により効率的、効果的な公共サービスの実現につながった事例等の紹介を行う。(令和4年度開始)〈内閣府〉
- ② PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業の実施等により公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉

■経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日 閣議決定)(抜粋)

民間の創意工夫の一層の発揮に向け、提案者へのインセンティブ付与等民間提案制度の強化等に取り組む。

参考: 民間提案の実施状況(令和3年度末時点) 「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

- 民間提案(PFI法に基づかない提案も含む)を受けたことがある地方公共団体: 264団体(約15%) (参考③参照)
- 民間提案に関する制度を有する地方公共団体: 180団体(約10%) (参考④参照)
うち、民間提案(PFI法に基づかない提案も含む)による事業化の実績を有する地方公共団体: 74団体 (参考⑤参照)

公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置（概要）

- 内閣府では、民間事業者による提案が積極的に活用される環境整備の一環として、「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領（令和4年10月27日内閣総理大臣決定）*」を策定。
- 各府省に実施要領を踏まえた取組を行うよう通知するとともに、地方公共団体にも実施要領に準じた取組が実施されるよう通知（地方自治法に基づく技術的助言）。

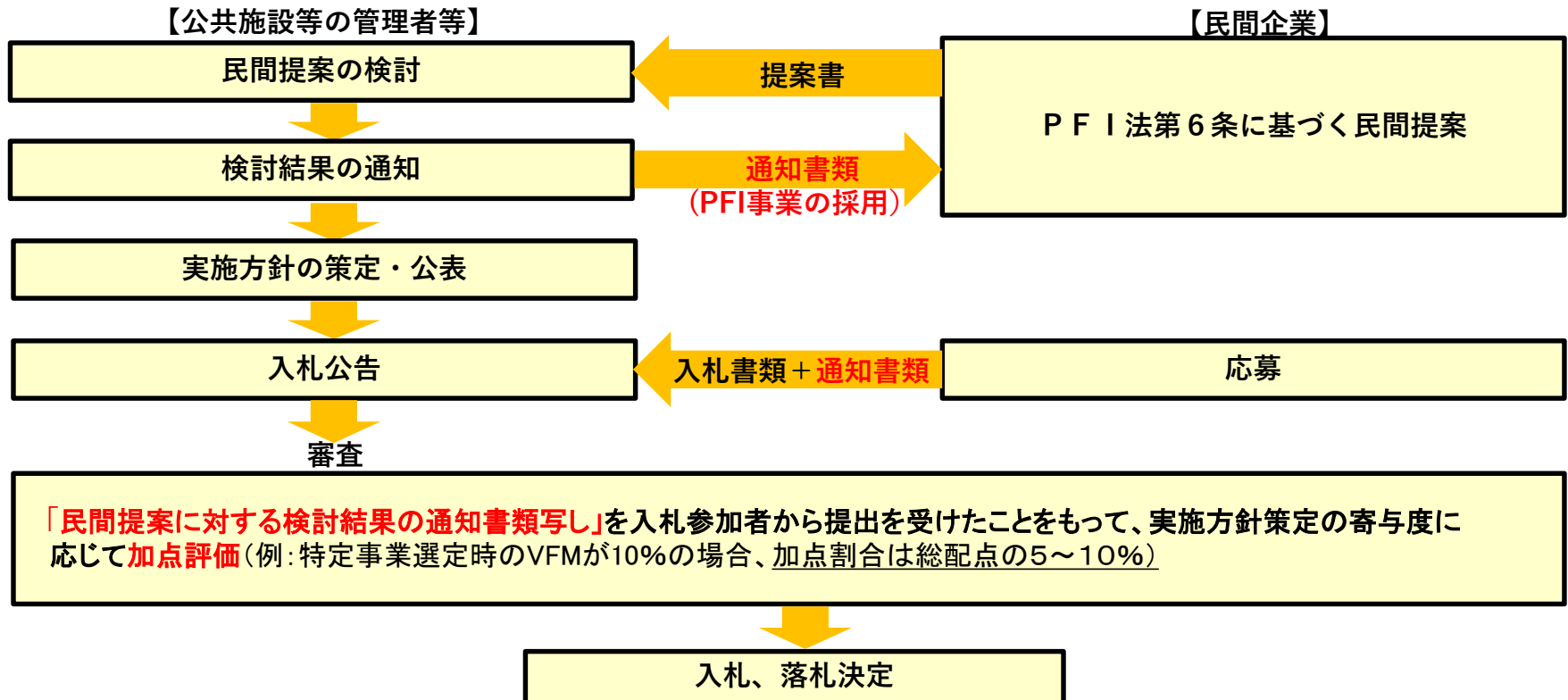
*加点評価基準の例については、参考②参照

【実施要領概要】

■適用対象：PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を締結しようとするすべての公共調達

■加点評価：PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。

加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。（例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5～10%。）



加点措置・受付体制・情報発信の強化に向けたヒアリング調査の実施方針(案)

- 民間提案に対する**加点措置の円滑な運用**や**受付窓口の設置**、**事業リストの公表**等を促進するため、**ヒアリング調査**を通じて**他団体の参考となる先行事例**を収集し発信する。
- 併せて、運用上の課題等も抽出し、今後の民間提案の実効性に向けた環境整備の検討に活用する。

1. ヒアリング調査対象

- ・民間提案の事業化実績のある地方公共団体のうち、加点措置を導入している、または、受付窓口及び事業リストを公表している地方公共団体
- ・上記の事業化に至った民間提案を実施した民間事業者

2. 対象者数 地方公共団体及び民間事業者 計10者

3. 実施期間 令和5年1月～2月

4. ヒアリング項目

<地方公共団体>

- ① 加点措置について(加点割合の考え方や決定方法、加点措置の課題と対応 等)
- ② 受付窓口について(受付窓口部署と事業所管部署の連携方法、庁内体制整備の課題と対応 等)
- ③ 事業リストについて(事業リストの作成方法、公表方法・時期、事業リスト作成・公表の課題と対応 等)

<民間事業者>

- ① インセンティブとなる加点措置の程度や運用方法 等
- ② 提案が促進される(可能となる)窓口体制や事業リストの内容 等
- ③ 提案経験を踏まえた、民間提案の課題全般

参考:民間提案に関する環境整備の状況(令和3年度末時点) 「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

- 事業者選定の評価においてインセンティブを付与する仕組みを有している地方公共団体:40団体(参考⑥-1参照)
- 事業者選定の評価においてインセンティブを付与したことがある地方公共団体:81団体(参考⑥-2参照)
- 事業者選定の評価において加点措置を行ったことがある地方公共団体:24団体(参考⑥-2参照)
- 加点の割合をガイドライン等で定めている地方公共団体:7団体(参考⑦参照)
- 民間提案の受付窓口を設置している団体:150団体(参考⑧参照)
- 事業リストを公開している団体:51団体(参考⑨参照)

(参考①)民間提案の概要

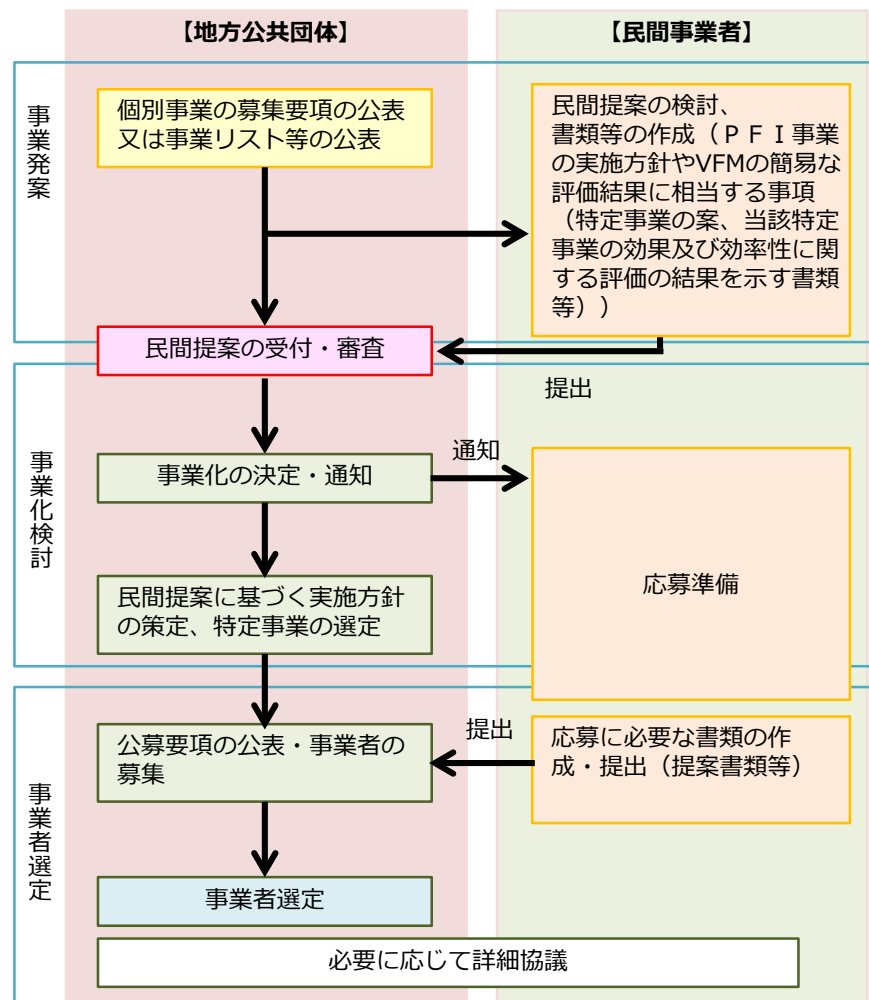
- ・PFI法第6条に基づき、民間事業者は地方公共団体に対して具体的な施設等を指定してPFI事業の実施を提案することができる。
- ・PFI法に基づく民間提案以外にも、民間からの提案や民間との対話によってPPP/PFI事業を検討する続きがある。

◆PFI法第6条に基づく民間提案の概要

- 民間事業者が、公共施設等の管理者である地方公共団体等に対して、PFI事業の実施方針を定めて事業を実施することを提案することができる。
- このとき民間事業者は、提案の内容を評価するための資料として、PFI事業の実施方針やVFMの簡易な評価結果に相当する事項(特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類等)を提出する。
- 提案を受けた地方公共団体は、提案に基づいてPFI事業の実施方針を定めることが適当であるか、提案内容を速やかに検討し、提案を行った民間事業者に、検討結果を通知する義務がある。
- また地方公共団体は、PFI法第6条に基づく民間提案を、サウンディングや公募の手続きと同様に、個別の事業について募集することもできる。

PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル(令和3年4月 内閣府)より

◆PFI法第6条に基づく民間提案の流れ



(参考②)調達時における民間提案事業者等に対する評価基準例

〈総合評価落札方式(除算方式)の場合〉

民間提案による加点の得点配分の考え方(例)

- ・実施方針策定に寄与した程度を勘案するものとして、特定事業の選定時のVFMを目安とする。
- ・特定事業の選定時のVFMが10%の場合、寄与度に応じて、総配点の5%から10%を民間提案事業者等に付与する。

■配点例

(「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」(内閣府)に基づく例)

項目	要件	得点配分	点数
事業計業務に関する事項			〇点
施設整備業務に関する提案			〇点
維持管理業務に関する提案			〇点
運営業務に関する提案			〇点
...			〇点
民間提案による加点	民間提案に対する 検討結果の通知 書を提出した入札 参加者	5%~10%	5点~ 10点

注)評価点(基礎点+加点)100点満点の例

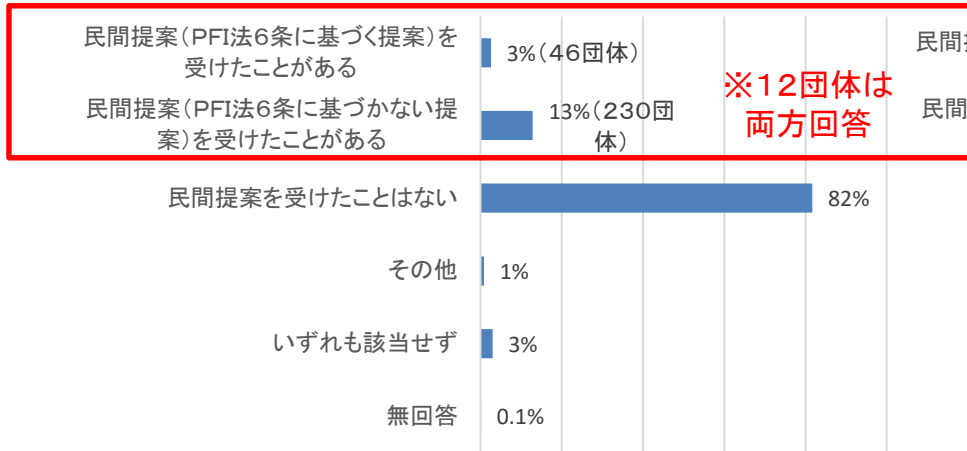
※ 配点例を示したものであり、具体的な配点については、調達する案件の性質に応じ、各府省等において配点の割合を含めそれぞれ設定するものとする。

(参考③)民間提案の受付実績

- 民間提案(PFI法に基づかないものも含む)を受けたことがある地方公共団体は264団体(約15%)。

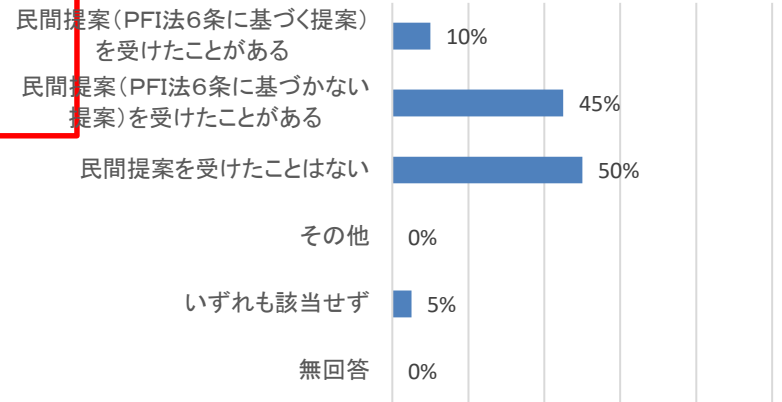
全体 n=1788

0% 20% 40% 60% 80% 100%



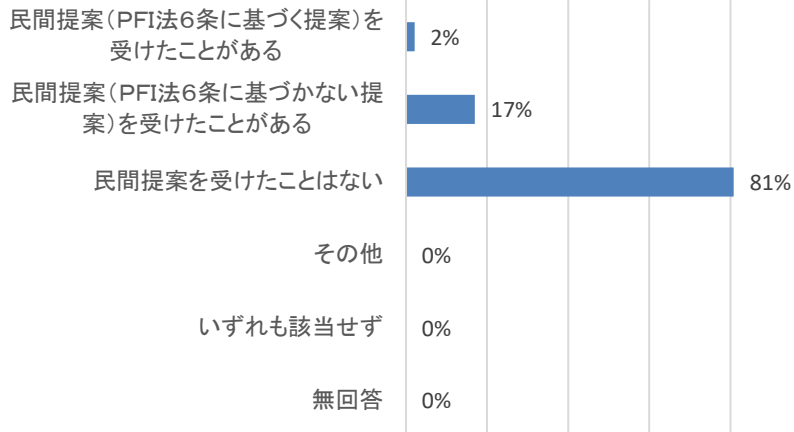
政令指定都市 n=20

0% 20% 40% 60% 80% 100%



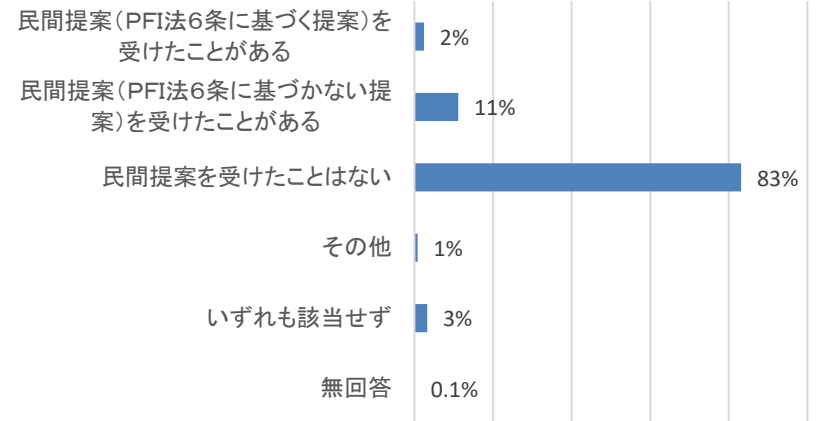
都道府県 n=47

0% 20% 40% 60% 80% 100%



人口20万人未満 n=1609

0% 20% 40% 60% 80% 100%

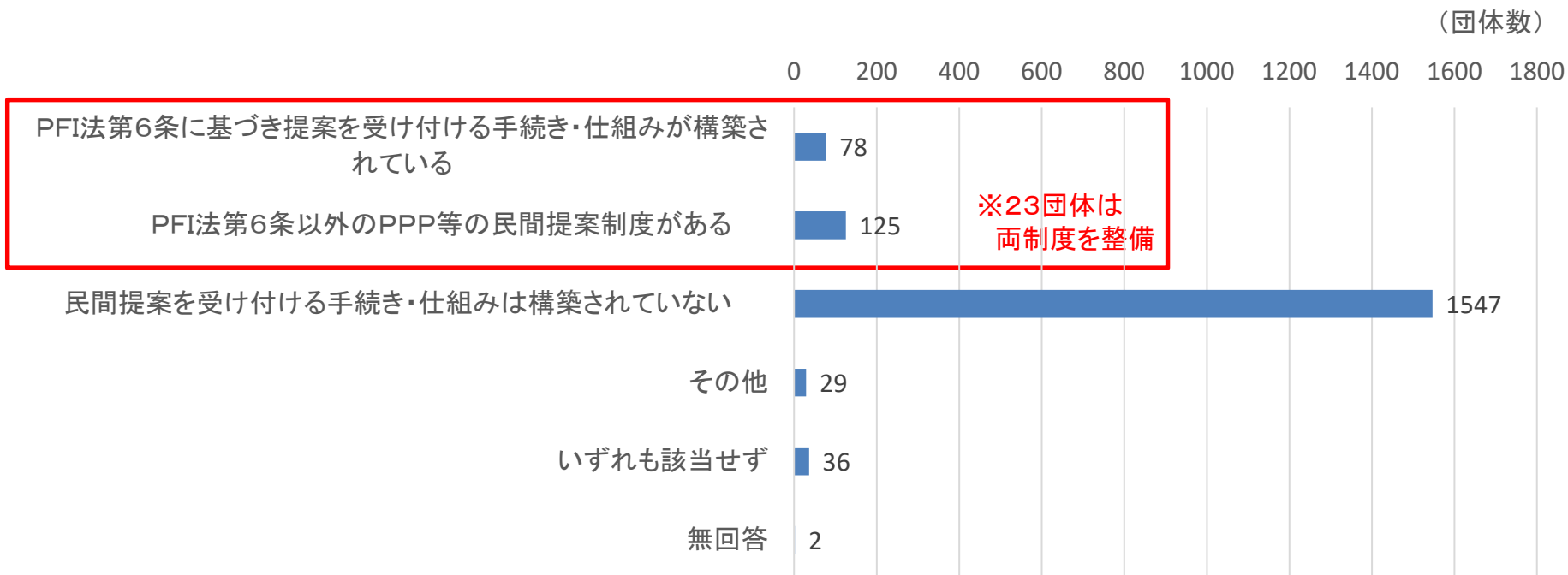


(参考④)民間提案に関する制度の整備状況

- PFI法第6条に基づく民間提案に関する制度を整備しているのは78団体。
PFI法第6条に基づかない民間提案に関する制度を整備しているのは125団体。
- そのうち23団体は両制度を整備しており、180団体はいずれかの民間提案に関する制度を整備している。

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

図 民間提案制度の整備状況(全体) n=1788

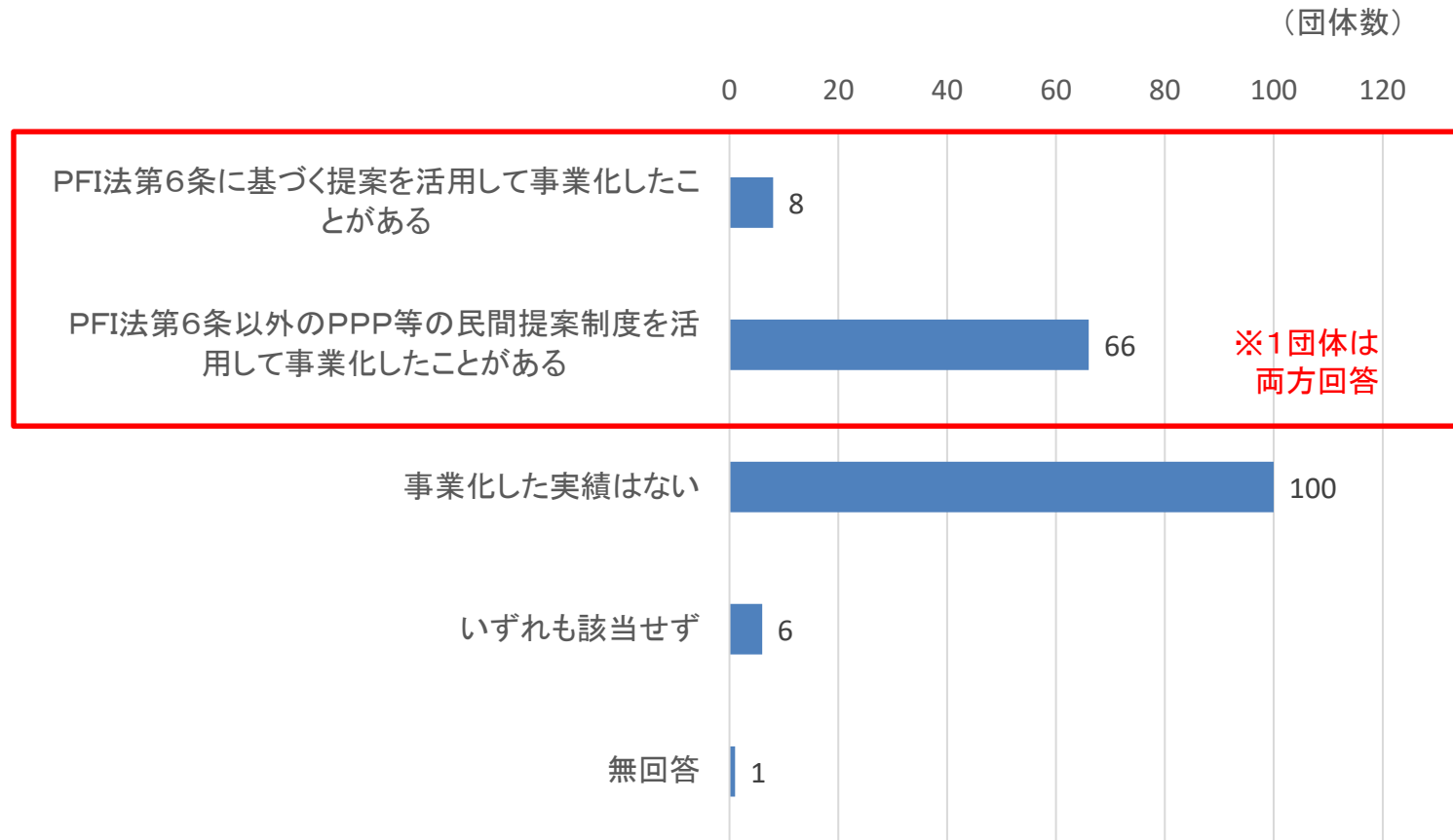


「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑤)民間提案の事業化実績

- 民間提案に関する制度を整備している地方公共団体(180団体)のうち、PFI法第6条に基づく提案を事業化した実績があるのは8団体、PFI法第6条に基づかない提案を事業化した実績があるのは66団体。

図 民間提案を事業化した実績の有無 n=180

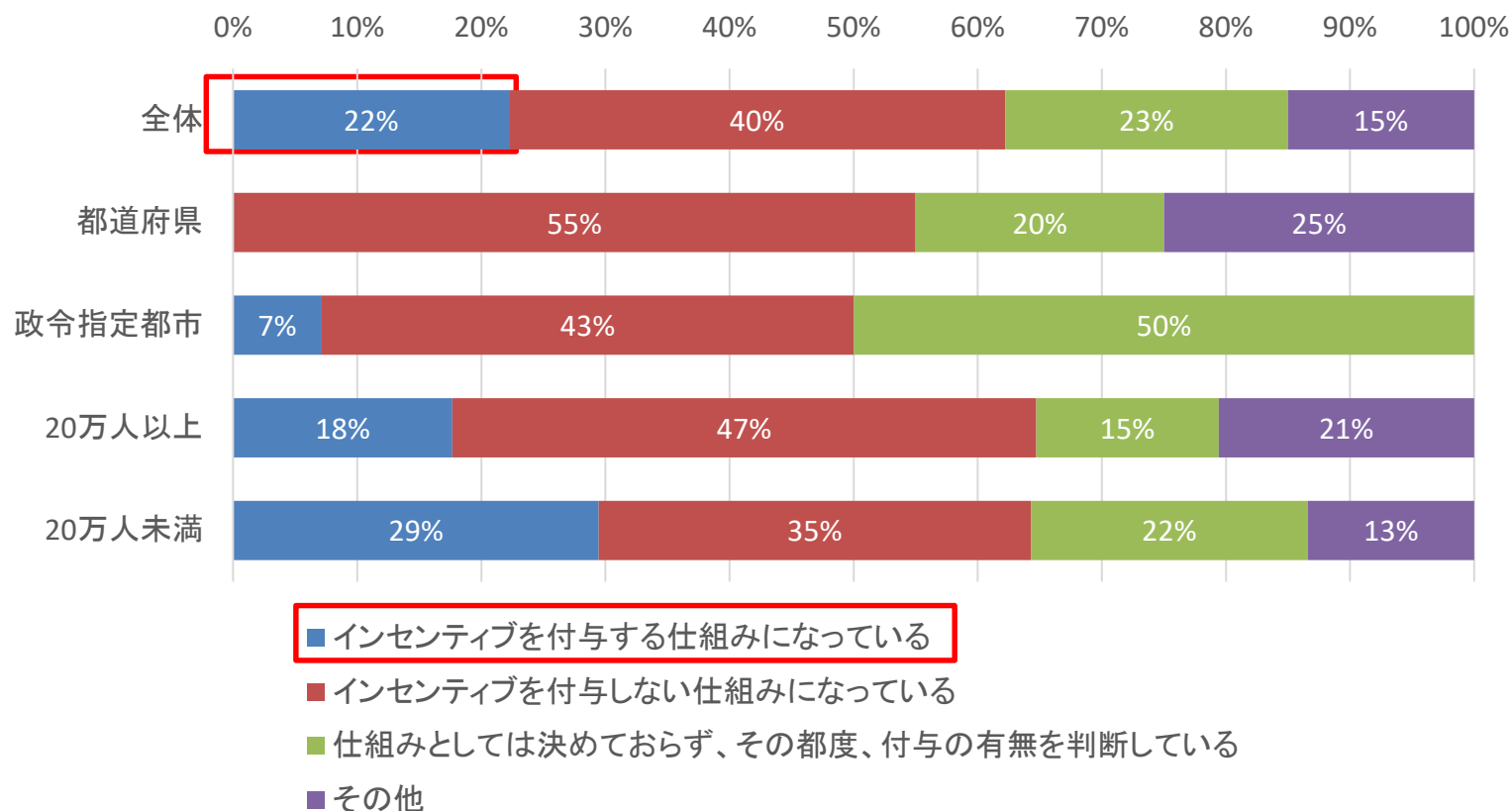


「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑥-1)インセンティブの付与状況

- 民間提案制度を有する地方公共団体(180団体)のうち、インセンティブを付与する仕組みを有しているのは40団体(約2割)

図 提案した事業者に対するインセンティブ付与の有無

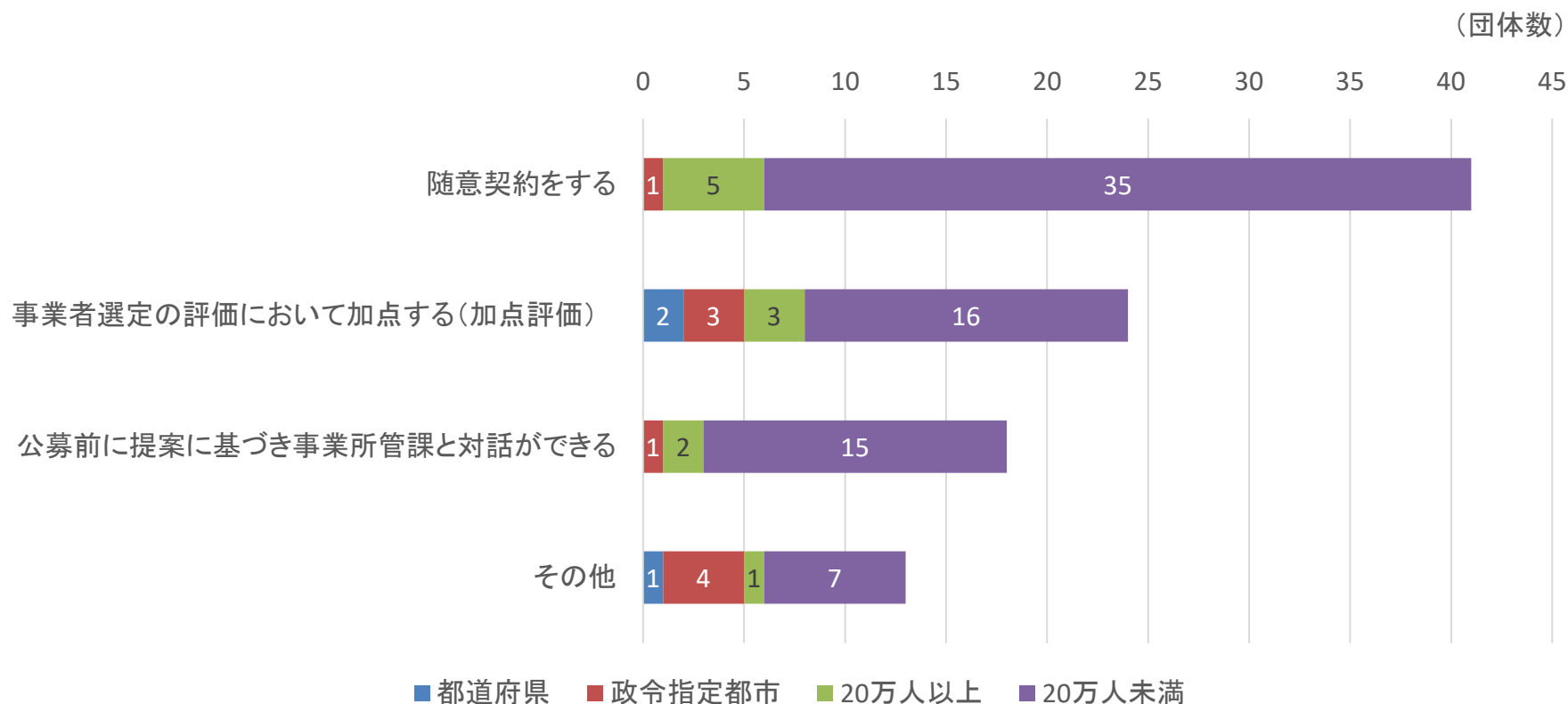


「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑥-2)インセンティブの付与状況

- インセンティブ付与の実績を有する地方公共団体は81団体(インセンティブ付与の仕組みを有する40団体と、都度付与の判断をした団体の合計。)
- インセンティブの方法として、随意契約を採用したことがある地方公共団体は41団体と最も多く、次いで加点評価が24団体。(複数回答)

図 インセンティブ付与の方法

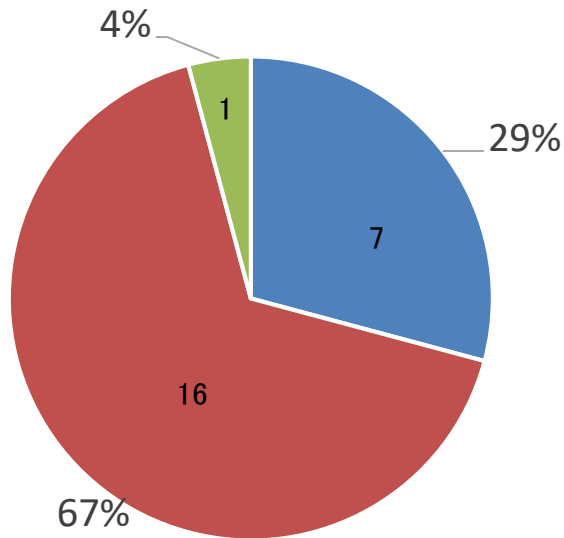


「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑦) 加点措置の設定状況

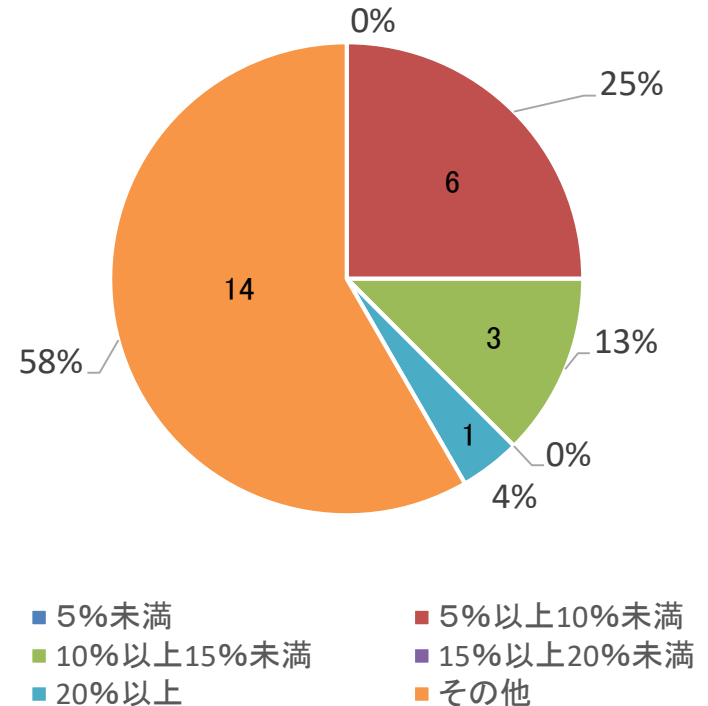
- 加点措置を行っている地方公共団体(24団体)のうち、加点割合をガイドライン等で定めている地方公共団体は、7団体(約3割)、その他約7割ではその都度検討し設定している。
- 具体の加点割合は、総配点の5%以上10%未満とする地方公共団体が2割強と多く、その他では、その都度検討する団体が複数ある。

図 加点の割合設定の有無 n=24



- 加点の割合は、ガイドライン等で決まっている
- 加点の割合は決まっておらず、その都度、検討し設定する
- その他
- 15%以上20%未満

図 加点点評価点の割合 n=24



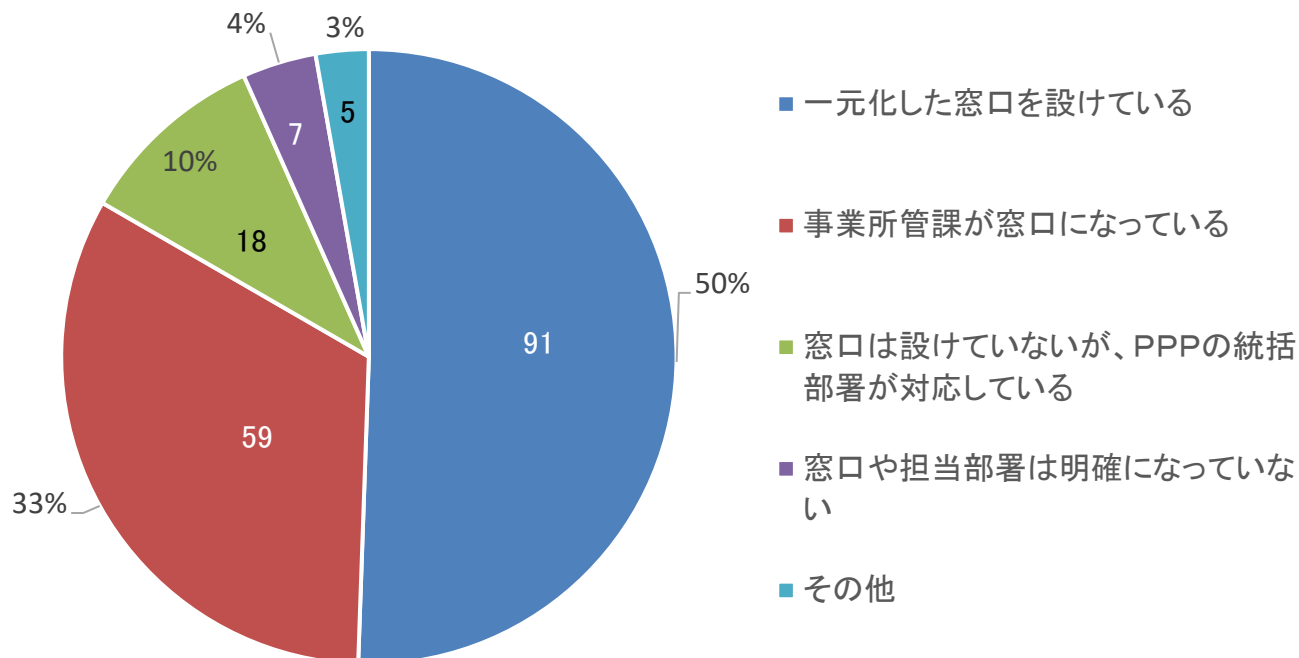
- 5%未満
- 5%以上10%未満
- 10%以上15%未満
- 15%以上20%未満
- 20%以上
- その他

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑧)民間提案の受付窓口の設置状況

- 民間提案制度を有する地方公共団体(180団体)のうち、一元化した受付窓口を設けている地方公共団体は91団体(5割)と最も多く、次いで事業所管課が受付窓口になっている団体が59団体(約3割)であり、双方を合わせて150団体(約8割)が受付窓口を設置している。
- その他では、「PFI法第6条に基づく提案は一元化した窓口があり、それ以外は所管課が窓口となっている」など、提案の根拠によって異なる窓口を設けている団体が複数いる。

図 民間提案の受付窓口の設置状況 n=180

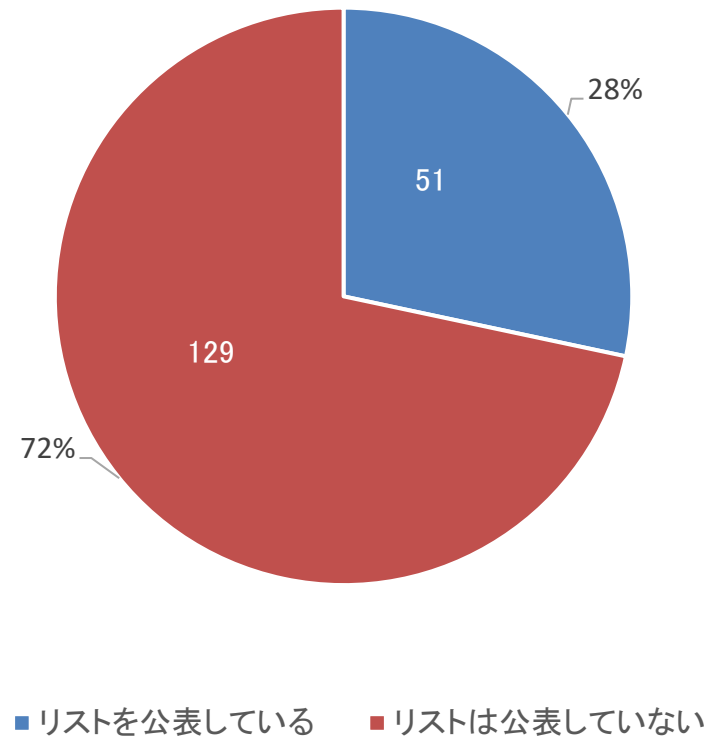


「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑨)民間提案の対象となる事業のリスト公開状況

- 民間提案制度を有する地方公共団体(180団体)のうち、提案の対象となる事業リストを公開している地方公共団体は51団体(約28%)。

図 民間提案の対象となる事業のリスト公開 n=180



「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より